

第 8 期玉名市障がい福祉計画・第 4 期玉名市障がい児福祉計画 策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

第 8 期玉名市障がい福祉計画・第 4 期玉名市障がい児福祉計画策定業務委託

2. 適用

この仕様書は、玉名市が委託する「第 8 期玉名市障がい福祉計画」並びに「第 4 期玉名市障がい児福祉計画」の策定業務委託に適用し、受託者が行う業務の内容及び実施方法について定める。

3. 契約期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 一体的に策定する計画の名称と法的根拠及び計画期間

受託者は、各根拠法令及び関連法令等を遵守し、業務を実施すること。

計画期間については、国、熊本県の動向を踏まえ変更する可能性がある。

(1) 第 8 期玉名市障がい福祉計画

法的根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条

計画期間：令和 9 年度から令和 11 年度まで（3 年度間）

(2) 第 4 期玉名市障がい児福祉計画

法的根拠：児童福祉法第 33 条の 20

計画期間：令和 9 年度から令和 11 年度まで（3 年度間）

5. 委託業務内容

(1) 事業所・関係団体等に対する調査

- ・調査に係る原案の作成。
- ・配付及び回収は委託者が原則電子メールにて行う。電子メールによる送受信ができない事業所・関係団体等のみ郵送による配付、回収を行うこととする。

(2) その他の調査等

各根拠法令で計画に定めるよう規定された内容を漏れなく計画に盛り込むため、前段

(1) の調査で把握できない場合は、把握に必要な調査を行うこと。

(3) 調査に係る報告書の作成

前段 (1) ～ (2) の調査結果について、データ入力、自由意見のとりまとめ、単純集

【別紙 1】

計、クロス集計など、調査結果の分析に必要な作業を行い、分析した結果を含む調査報告書を作成すること。

（４）玉名市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）の運営支援

- ・策定委員会の会議回数は４回を予定している。
- ・策定委員会への出席及び委員からの質問等に対する助言を行うこと。
- ・会議開催のための事前協議及び会議資料、会議録の作成を行うこと。
- ・会議資料は事前に委員に送付するため、委託者の示す期日までに提出すること。
- ・委員の選定や会議開催通知、会議資料送付、委員報酬の支払いは委託者が行う。

（５）計画書及び計画書（概要版）の作成

- ・統計的把握、玉名市総合計画等の上位計画や各種関連計画等の現状把握を行うこと。
- ・国・県の動向や現状分析に基づき、各計画骨子及び原案を作成すること。
- ・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、事業量の推計及び分析、見込み事業量確保のための方策の検討を行い、サービス見込み量を算出すること。
- ・策定委員会の結果を踏まえ計画原案の修正を行うこと。

（６）パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントについて、意見の整理等の支援を行うこと。

（７）打合せ等

委託者との打合せ協議において、資料作成、取りまとめ、記録を行い、打合せ後は速やかに委託者に打合せ記録を提出し、承認を得ること。

（８）成果品

○ 紙媒体によるもの

- ・計画書、計画書概要版、調査結果報告書を印刷して製本したもの（各３部納品）
- ・回収した事業所調査結果用紙
- ・回収したその他調査結果用紙（ある場合のみ）

○ 電子データによるもの（光ディスクに一式を格納し、２枚納品）

- ・調査票
- ・調査結果報告書
- ・策定委員会の会議資料及び会議録
- ・計画書
- ・計画書概要版
- ・打合せ記録

【別紙 1】

- ※ 電子データのファイル形式は、Microsoft Office で作成されたファイル形式（.docx、.pptx 等）及び PDF 形式（.pdf）とする。
- ※ 電子データを格納する光ディスクはCD-RもしくはDVD-Rとし、光ディスクのケース及びディスク本体にはラベリング等を行うなど、格納している内容がわかる標記をすること。

6. 検査

本業務完了後は、委託者による最終検査を受けなければならないものとする。

なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受託者が負担するものとする。

7. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定による措置を受けたときは、契約を解除することがある。

8. 暴力団等による不当介入を受けたときの対応と義務

- (1) 受託者は、業務の履行に当たって暴力団・暴力団関係者又は暴力団関係法人（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否する。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において暴力団等による不当介入を受けたことにより支障及び被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)の「イ」又は「ウ」を怠ったときは、「玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱」第5条の規定により、委託者は必要な措置を講じる。

9. その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めるものとし、適宜本市において打合せ等を実施することとする。また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した研究員等を主たる担当者として定め、本業務が円滑に進捗するよう、業務の全般にわたり管理を行うこと。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後及び契約解除後も同様とする。

【別紙１】

- （４）本業務で履行した成果品等はすべて委託者の所有とし、委託者の許可なく貸与、公表又は使用してはならない。
- （５）本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。